

添付法令資料 2 :

韓国国家情報化基本法 (目次)

2017 年 3 月 14 日法律第 14572 号により一部改正 2017 年 9 月 15 日施行予定

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 国家情報化政策の樹立及び推進体系 (第 6 条ないし第 14 条)
- 第 3 章 国家情報化の推進
 - 第 1 節 分野別情報化の推進 (第 15 条ないし第 24 条)
 - 第 2 節 知識情報資源の管理及び活用 (第 25 条ないし第 28 条)
- 第 4 章 国家情報化の逆機能防止
 - 第 1 節 情報利用の健全性・普遍性の保障及びインターネット中毒の予防・解消 (第 29 条ないし第 36 条)
 - 第 2 節 情報利用の安全性及び信頼性の保障 (第 37 条ないし第 42 条)
- 第 5 章 情報通信基盤の高度化 (第 43 条ないし第 47 条)
- 第 6 章 補則 (第 48 条ないし第 52 条)
- 附則